

## 保存活用に関する現状と課題

### (1) 保存（保存管理）

#### [現状]

#### ア 史跡指定による保存

平成 15 年度の指定以後、史跡を目指す範囲について、平成 22 年度、24 年度に追加指定がされ、平成 26 年度に、追加指定地の一部を公有化した。

#### イ 史跡指定地以外への対応

史跡指定されていない、いわゆる埋蔵文化財包蔵地のうち大半は公有地であることから、開発行為についての事前把握については、所管課と事前に協議を行っている。民有地については、地下に埋蔵されている遺構の重要性を説明し、開発行為がある場合、遺構保存の協力を求めている。

#### ウ 自然災害への対応（資料 12-2 参照）

地震や大雨などの自然災害により、遺構や地形に被害が生じた場合は、復旧の措置をとる他、変形が生じているかどうかの観察を定期的に行っている。

#### エ 遺構支障木の伐採

石垣等の遺構に影響を与える樹木の伐採を、平成 17・18 年度に一部で行っている。

#### オ 石垣の管理

石垣は史跡の本質的価値を構成する要素であるため、変形が生じたり崩落した場合、元に戻す必要がある。そのためには、現状の測量や観察による台帳（石垣カルテ）の作成と、それに基づく日常的な観察が必要であると文化庁から示されている。仙台北城跡の場合、石垣の所在確認は行ったが、測量図の作成は約半分で行っている。石垣カルテの作成は行っていない。

※「石垣カルテは、日常的な観察による概況把握及び日常的な維持管理の 2 つの側面を通じて得た基礎情報を踏まえ、さらなる調査研究（基本調査・追加調査）により段階的に収集した情報も含め、石垣の各区間の現状に関する情報を系統的に整理した資料である。それは、城跡に存在するすべての石垣の情報を網羅的にまとめた資料といってもよく、次の段階にあたる「石垣の復旧（修理）のための基本計画の策定」に際して基礎的な情報源となるものである。」

（『石垣整備のてびき』文化庁文化財部記念物課 2015）

#### [課題]

#### ア 追加指定

未指定の地域について、指定の同意を得られるような働きかけなど、史跡の追加指定に向けた取り組みが今後とも必要である。

## イ 公有化

指定地のうち公有化をしていない範囲について、公有化を検討する必要がある。なお、公有化にあたっては所有者の意向を十分に尊重する必要がある。

## ウ 国有地について

かつて国有地のうち財務省所管地の一部の文部科学省への所管替えが行なわれた。今後も国の動向の情報収集等を行っていく必要がある。

## エ 現状変更<sup>\*</sup>、開発行為への対応

今後とも、国等と協議し適切に対応できる体制を継続する必要がある。

### ※文化財保護法第 125 条

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない。(後略)

## オ 自然災害への対応

傾斜地における崩落や、沢が土砂で埋まるなど、自然災害が発生しやすい環境にある。特に、本丸周辺の崖地、二の丸東側土手、御裏林の沢などが、自然災害の影響を受けやすい。指定地内に土砂災害防止法による警戒区域があり、警戒と、災害が生じた場合、適切な対応が必要である。

傾斜地が大半であるため、道路側溝等の詰まりの解消など、雨水の適切な処理が不可欠である。

## カ 樹木の管理

指定地内には、多くの樹木が生育している。来訪者の動線に接している樹木については、落枝や倒木がないよう、日常の管理が必要である。

崖地に生育している樹木については、万が一倒れた場合には、根の周囲の土砂を伴い崩落する恐れがある一方、根や枝葉で斜面を保護しているともみられるため、取扱いについて検討する必要がある。

植生環境と遺構保存について検討するため、現状での植生調査の実施を検討する必要がある。

## キ 史跡地内の車両通行

史跡地内を多くの車両が通行している。そのため、車両が石垣に接触するなどの事故が起きている。また、車両の通行に伴う振動が遺構へ影響しているとみられる。

## ク 石垣をはじめとした遺構の維持管理

遺構のうち、特に石垣については、自然災害等で被災した場合、元に戻すためには現状をきちんと把握しておく必要がある。そのためにも、現在の情報をとりまとめた台帳、いわゆる石垣カルテの作成が不可欠である。

また、それ以外の地表に見られる遺構についても、復旧のためには現在の情報を測量等により把握しておく必要がある。

## (2) 活用

### [現状]

#### ア 来訪者の状況

- ・本丸跡来訪者数 平成 28 年度 約 574,000 人  
平成 27 年度 約 531,000 人  
平成 26 年度 約 464,000 人
  - ・仙台城見聞館入館者数 平成 28 年度 125,740 人  
平成 27 年度 132,441 人  
平成 26 年度 106,974 人 (2/19～3/20 休館)
  - ・仙台市博物館入館者数 平成 28 年度 161,006 人 (1～3 月休館)  
平成 27 年度 189,824 人  
平成 26 年度 164,955 人
- 特別展「政宗展」入館者数 42,525 人 (平成 29 年 10 月 7 日～11 月 27 日)
- ・平成 28 年度の地下鉄東西線国際センター駅乗車人数 1,095,203 人 (1 日平均 3,001 人)

#### イ 遺構整備、案内板設置等の取組み

発掘調査や史料調査に基づき、遺構整備や園路整備、案内板・解説板の設置等により、史跡についての理解を深めてもらうための取組みを進めている。また、調査成果の公表や、ガイドによる説明等、普及啓発活動も行っている。

#### ウ 保存・活用の前提となる調査の実施

仙台城跡の遺構確認調査については、平成 13 年度から文化庁の補助事業として実施している。平成 23～27 年度は、東日本大震災の復旧を優先するため、調査は中断したが、平成 28 年度より再開している。

調査は、発掘調査を主としているが、あわせて城内の石垣の測量図作成や、遺構分布調査も実施している。

仙台城跡に関する史料調査については、絵図の所在確認を行っているが、絵図そのものの調査研究については未着手である。文献史料についても、所在確認にとどまっており、内容の精査は一部行っている。

仙台市史編さん事業として、平成 18 年 3 月に「特別編 7 城館」を刊行し、そこで、仙台城跡に関する調査成果をまとめている。その過程で、多くの資料の所在を確認している。

#### エ 調査成果の公開

発掘調査現場の公開 (年 1 回)、発掘調査成果の展示 (年 1～2 回)、広報紙での発表 (年 3 回発行)、ホームページ(「仙台城跡 - 伊達政宗が築いた仙台城 - 」平成 29 年 10 月のアクセス数 3,294)、パンフレットの刊行、学会等での発表 (宮城県考古学会、日本考古学協会等)

博物館、仙台城見聞館における展示、城内に遺構解説板を設置

## オ 学校との連携

### ○学校へ出向いての出前授業

江戸時代や仙台城跡に関する授業：平成 28 年度 11 校、平成 29 年度 11 校（全て小学校）

### ○仙台城跡での授業（登城路を歩き、石垣や大広間跡を見学）

平成 28 年度 3 校（小学校）、平成 29 年度 8 校（小 7、中 1）

### ○職場体験（仙台城の調査等を体験）

平成 29 年度 5 校（中学校）

### ○学校活動の支援

平成 29 年に、仙台工業高校模型部が仙台城跡を紹介する動画を作成した。（H29 市博物館「政宗展」で上映）

## カ 市民向けの講座等

出前講座（平成 28 年度 37 回、平成 29 年度 12 回）

※28 年度は仙台城と城下をテーマとした講座が多かった（まちあるき関連）

石垣見学会（平成 29 年度 3 回）

## キ ガイド活動

### ○NPO 法人仙台城ガイドボランティア会

平成 18 年設立、平成 21 年 NPO 法人認証、会員数約 40 名、4～11 月の土日祝日にガイド活動を実施している。

### ○博物館ガイド三の丸会

平成 9 年設立、会員数約 120 名、主に博物館の展示解説を実施している。

### ○伊達武将隊

平成 22 年結成（緊急雇用創出事業で市が委託）、平成 27 年以降民間会社が運営し市がイベント出演を委託、隊員 8 名、本丸跡でのおもてなし活動、イベントへの出演等を実施している。

## ク 外国人来訪者への対応

遺構解説板及び見聞館リーフレットは、日・英・中・韓の 4 か国語で表記しており、本丸の一部の解説板では、その他の言語に翻訳できるアプリに連動した QR コードを貼付している。

市内に英語でのガイドボランティアを行っている団体がある。（仙台ボランティア英語通訳ガイドグループ GOZAIN）

市博物館の展示解説は英語を併記しており、パンフレットは日・英・中・韓の 4 か国語で表記している。仙台城ガイドボランティア会でも、英語での対応について自主的に研修を行っている。

## ケ 日本遺産の認定

平成 28 年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定された。仙台城跡はその構成要素の一つであり、県外や海外への文化、観光面でのアピールの場として、重要な位置を占めている。

## 〔課題〕

### ア 保存と活用の前提となる調査の継続と深化

史跡の活用のためには、さまざまな調査成果が基本となるため、今後も調査を継続していく必要がある。また、文献、絵図、古写真等の資料の調査研究については、現在のところ、知りうる範囲での所在確認にとどまっており、個別の調査には一部を除き至っていない。そのため、継続した資料調査にむけ、体制等を検討する必要がある。

発掘調査と資料調査が調査の両輪として機能することにより、活用に結びついていくものと考えられる。

### イ 景観と植生

城から城下を見た際に、樹木が邪魔であるとの声の一部にあるため、城から見える景観、及び城を見る景観のあるべき姿について、ある程度の方針を検討し、それに基づく植生の管理が必要である。また、現状では、樹木や草により石垣等の遺構が見えにくい箇所もあるため、普段の管理によりいつでも遺構観察が容易な状況を維持することが必要である。

### ウ 史跡見学と車両通行との両立

市道を車両が通行しているため、歩道がない箇所では、安全な遺構見学のためには注意が必要な状況である。交通制限については当面変更することは困難であるため、現状のなかで、安全な史跡見学のための対策を工夫することが必要である。

### エ 調査成果等の公開

現在、ホームページや展示等で調査成果等の情報公開を行っているが、内容の更新が必要な部分もあり、よりきめ細かな対応が必要である。

### オ 学校教育、社会教育との連携

教育振興基本計画では、仙台城跡を学びの場として活用を図ることとしていることから、より一層、学校教育との連携を図る必要がある。また、社会教育の場としてもさらなる活用を図る必要がある。

### カ 活用のための技術の検討

各地の史跡では、活用のためVRをはじめとした新たな技術の導入例がある。仙台城でも、情報を収集し導入の検討をする必要がある。

### キ 国内外からの来訪者への対応

今後、国内外からの来訪者が増加することが想定されるため、案内・解説等について多様な対応などを検討する必要がある。

### ク 活用のための市民協働

活用事業について、今後も市が主体的に行うとともに、あわせて、市民のアイデアの活用や、市民とともに活動を行うなど、市民協働の観点が必要である。

### (3) 整備

[現状] (資料 12-3 参照)

#### ア 調査成果に基づく史跡整備

本丸大広間跡遺構表示整備を行っている。

#### イ 来訪者の利便性を図るための整備

市道仙台城跡線脇の園路整備

解説・案内サイン整備（仕様の統一）を行っている。

#### ウ 公園施設整備

堀の浚渫、柵等の刷新、トイレの改修等を行っている。

#### エ 魅力向上のための整備

ライトアップ（大手門脇櫓、本丸北壁石垣、伊達政宗騎馬像）を行っている。

#### オ 災害復旧

地震、大雨等による被害の復旧を行っている。

#### カ ユニバーサルデザイン※の対応

仙台城見聞館では、出入り口にスロープを設けるとともに、車イス 1 台を配置している。

博物館では、館内の見学は車イスでの移動が可能であり、車イス、ベビーカーを準備している。映像展示では字幕（日・英）を表示している。平成 29 年度には館内に WiFi を設置し、見学者の利便性を図っている。

#### キ 整備計画の進捗について

現行の整備基本計画（平成 17 年 3 月策定）において計画している事業のうち、未実施のものがある（登城路、中島池等の整備）。

#### ク 大手門等の歴史的建造物の復元について

現行の整備基本計画では、大手門と巽門を復元整備することとしているが、現在のところ、未実施である。

市民からは、大手門や懸造など、歴史的建造物の復元要望がある。平成 29 年 11 月には、市民より大手門復元要望の署名が 17,646 人分寄せられている。

文化庁は、史跡における復元整備のありかたとして歴史的建造物を復元する場合は十分な根拠によるものとしており、現在のところ復元可能な建物は大手門と巽門である。

#### ケ 扇坂下（博物館第 2 駐車場）の整備について

現行計画では便益施設を整備することとしているが未実施である。地下鉄東西線国際センター駅に近いことから、整備を進めるよう議会からの指摘がある。

## 〔課題〕

### ア 保存活用計画における整備内容や時期についての検討

現行計画が計画通り進捗しなかったことを踏まえ、保存活用計画における整備内容や時期の示し方等について検討する必要がある。

### イ 歴史的建造物の復元整備について

大手門の復元については、市道仙台城跡線が通行できなくなりことに伴う八木山方面への代替ルートの問題や財源の確保等、多くの課題がある。復元についての計画における位置づけや整備時期等については、十分検討する必要がある。

「現状」でも述べたように、市民からは、仙台城跡にかつてあった大手門や懸造等の建物の復元を要望する声があるが、文化庁の考え方にに基づき、仙台城跡においても、十分な根拠のある建物についての復元整備について検討すべきである。現在のところ、復元が可能な建物は大手門と巽門であるという状況を市民へ分かり易く伝えることも必要である。

また、大手門、巽門以外の歴史的建造物についての史料調査や発掘調査などを今後とも行う必要がある。

### ウ 扇坂下（博物館第2駐車場）について

博物館第2駐車場の活用について、地下鉄東西線国際センター駅の隣接地であることも踏まえながら、活用や整備等について検討する必要がある。

### エ ユニバーサルデザインによる整備事業

車イス利用者への配慮や、外国人来訪者への対応などを行っているが、例えば、解説板や案内板への点字表記や、史跡地内の段差解消など、対応すべき課題があると考えられる。

※ユニバーサルデザインとは、「特別な製品や調整なしで、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン」のことをいう。

#### (4) 運営・体制の整備

##### ①保存活用計画を運営する上での体制（人員・組織）の在り方

###### [現状]

○仙台市における機能分担の現状

- ・調査と、調査成果に基づく史跡整備事業は、教育局文化財課が担当している。
- ・青葉山公園部分の公園施設整備は、建設局公園課が担当している。
- ・青葉山公園部分の普段の維持管理は、青葉区公園課が担当している。
- ・仙台城跡を県外へアピールするなど、観光面では文化観光局観光課が担当している。

##### ②同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法

###### [現状]

○事業の実施にあたっては、関係する部局間で協議を行いながら進めている。

[例] ○案内看板を設置する場合、公園管理、観光、文化財の担当課が協議し、来訪者に対して適切な地点に設置するようにしている。

○観光課が行う観光コンテンツの作成にあたっては、歴史的な内容の説明に関しては、文化財課及び博物館が内容の確認を行うなど、連携しながら進めている。

###### [課題]

○①、②とも、仙台城跡に係る庁内関係部署の意思疎通、情報共有を今後とも十分に図りながら、保存活用事業を進めていく必要がある。

##### ③保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

###### [現状]

○宮城県教育委員会に対しては、史跡現状変更の内容について情報を共有している。また、県が補助事業をとりまとめているため、定期的にヒアリングを受けている。文化庁との協議の際には、県の担当者が同席している。

○史跡を目指す範囲である二の丸跡に所在する東北大学、及び本丸跡に所在する宮城縣護國神社に対して、その場所の重要性等についての情報共有に努めている。

###### [課題]

○今後とも関係者間での情報共有等を継続していく必要がある。